

令和4年第2回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
令和4年11月11日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1
- 3 出席委員
水津 功、菅井 径世、佐藤 勝美、林 光寛、杉本 浩治、櫻井 直樹、
谷口 武司、丸山 幸子、山下 幹雄、若杉 たかし、若松 直樹、
宇野 恵子、杢原 圭子
13名
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 水野 千賀志、都市整備部技監 伊坪 剛次、
都市計画課長 伊藤 秀記、都市整備部主幹兼下水道課工務係長 酒井 直年、
都市整備課長補佐 林 正信、下水道課長補佐 山崎 光代、
都市計画課係長 小菅 匡範、都市計画課主査 鵜飼 あづみ
- 7 議題等
審議事項
(1) 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について
(2) 名古屋都市計画下水道の変更（尾張旭市決定）について
- 8 会議の要旨

事務局 (都市整備部長)	皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、令和4年第2回尾張旭市都市計画審議会を始めさせていただきます。 私は、都市整備部長の水野と申します。本日は、大変お忙しい中、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。 本日の会議は、任期満了に伴う委員の改選後、初めての会議でありますので、次第にありますとおり、本会議の会長を選任するまで、私ども事務局の方で進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以後は着座にて失礼いたします。 それでは、会議に先立ちまして、皆様に連絡事項が3点ございますので、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
-----------------	--

事 務 局 (都市計画課長)	都市計画課長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。 着座にて説明させていただきます。 私から3点、御連絡をさせていただきます。 まず1点目は、新型コロナウイルス感染拡大防止についてでございます。皆様におかれましては、会議室への入室前の健康チェックや、検温、マスクの着用、手指の消毒などに御協力をいただき、ありがとうございました。また、会議室内におきましても、席の間隔を広くする等の対応を行っておりますので、御協力をお願いいたします。 次に2点目は、会議の公開についてでございます。本会議につきましては、公開の対象となっております。会議の公開につきましては、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、現在のところ傍聴の方はお見えになっておりませんが、希望される方については会議を傍聴していただくものでございます。会議開催後には、本日の会議録などの資料も公開いたしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。 次に、3点目として本日の資料の確認をさせていただきます。まず、本日の「次第」、次に、第1号議案及び第2号議案について、A4縦の資料が1部ずつ、また、資料1「尾張旭市都市計画審議会委員名簿」、以上の資料をあらかじめ配布させていただいております。さらに、本日、机上に資料2「事務局等出席者名簿」、資料3「配席図」、資料4「都市計画審議会条例」、資料5「都市計画審議会運営規程」を配布しております。 多くの資料を配布させていただいておりますが、資料の不足がございましたら、事務局までお声掛けください。 よろしいでしょうか。 事務局からの連絡事項は、以上でございます。
事 務 局 (都市整備部長)	それでは、次第の1、開会といたしまして、森市長より挨拶を申し上げます。
市 長	皆さん、こんにちは。市長の森でございます。本日は、御多忙の中、尾張旭市都市計画審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素から、まちづくりはもとより、市政運営に御理解、御協力を賜りまして、この場をお借りしまして、重ねて御礼申し上げます。 本審議会は、この4月に委員の改選をさせていただきました。委員の就任に当たっては、快くお引き受けいただきましたこと、感謝申し上げます。公私ともお忙しい中とは存じますが、尾張旭市のまちづくりの要として、お力添えいただきますようお願いいたします。 さて、近年では人口減少、高齢化の加速や公共インフラの老朽化など、都市計画を取り巻く環境も大きく変化しております。こうした中、3月には立地適正化計画を策定し、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めているところでございます。

市 長	今後は、北原山土地区画整理事業が終盤を迎えるとともに、三郷駅周辺まちづくり事業が本格化してまいります。また、次期都市計画マスタープランの策定なども控えております。 引き続き、委員の皆様におかれましては、幅広い観点から調査、審議いただくとともに、ぜひ忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。 結びに、委員の皆様の御健勝と御活躍を祈念し、私の挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事 務 局 (都市整備部長)	ありがとうございました。 次に、本日御出席いただきました委員の皆様を事務局より御紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。
事 務 局 (都市計画課長)	私から、改めまして皆様の御紹介をさせていただきます。 お手元の資料のうち、資料1「尾張旭市都市計画審議会委員名簿」を御覧ください。また、資料3の「配席図」も併せて御覧いただければと思います。 まず、名簿の一番左の列、任命区分欄の上から、学識経験のある者として就任された委員について、御紹介させていただきます。順番に読み上げさせていただきます。 水津 功委員です。 菅井 径世委員です。 佐藤 勝美委員です。 林 光寛委員です。 次に、任命区分欄の上から5行目、関係行政機関の職員として就任された、守山警察署長の杉本 浩治委員です。 続きまして、任命区分欄の上から6行目以降、市議会の議員の方々について、御紹介させていただきます。 はじめに、櫻井 直樹委員です。 谷口 武司委員です。 丸山 幸子委員です。 山下 幹雄委員です。 若杉 たかし委員です。 続きまして、任命区分欄の下から3行目以降、住民の代表として就任された委員について、御紹介させていただきます。 若松 直樹委員です。 宇野 恵子委員です。 枡原 圭子委員です。 以上でございます。 なお、委員全員に御出席をいただいております、尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ております。これにより、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本日出席しております私ども事務局の職員につきましては、お時間の都合上、紹介を割愛させていただきますので、恐れ

事 務 局 (都市計画課長)	入りますが、資料２の「事務局等出席者名簿」にて御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 委員の御紹介は以上でございます。
事 務 局 (都市整備部長)	本日の会議は、おおむね１時間程度を予定しておりますので、会議出席の皆様におかれましては、よろしくお願いいたします。 ここで大変申し訳ありませんが、市長は他の公務がございますので、これをもって退席させていただきます。 それでは、次第の２、会長選出に入ります。 事務局から説明願います。
事 務 局 (都市計画課長)	それでは、会議次第の２、会長選出について御説明させていただきます。 資料４の「尾張旭市都市計画審議会条例」、そして資料５の「尾張旭市都市計画審議会運営規程」を併せて御覧ください。 審議会の会長につきましては、尾張旭市都市計画審議会条例第６条第１項の規定により、「審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定めるものとする。」とされており、その方法は、同運営規程第２条第１項において「会長の選挙は、無記名投票で」、そして、同条第３項において、「審議会は、委員中に異議がないときは、第１項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。 このように、選出の方法として無記名投票と指名推薦の２とおりありますことから、まずは、選出方法を決める必要がございます。説明は以上でございます。
事 務 局 (都市整備部長)	事務局からの説明のとおり、まず、選出の方法につきまして、無記名投票と指名推薦の２とおりの方法がありますが、いかがでしょうか。
佐 藤 委 員	はい。
事 務 局 (都市整備部長)	佐藤委員、発言をお願いします。
佐 藤 委 員	従来から指名推薦で行われているようですので、今回も指名推薦が適当かと思います。
事 務 局 (都市整備部長)	ありがとうございます。 他に御意見はございませんか。 御意見がないようでしたら、指名推薦ということで御異議ございませんか。 (委員「異議なし」の声) 御異議もないようですので、選出の方法は指名推薦によることといたします。 それでは、学識経験のある者として任命されています水津委員、菅井委員、佐藤委員そして林委員の４名の中から指名をお願いいたします。
佐 藤 委 員	はい。

事 務 局 (都市整備部長)	佐藤委員、発言をお願いします。
佐 藤 委 員	会長には、水津委員が適任かと思います。水津委員は、県や他の市でもまちづくりなどの審議会や検討会において、座長などを歴任されておられます。また、前任期でも会長を務められており、尾張旭市行政についても深く精通されていることから、適任かと思います。
事 務 局 (都市整備部長)	ありがとうございます。 他に御意見はございませんか。 御意見もないようですので、ただいま会長にとの推薦がありました水津委員を会長に選出することとしてよろしいでしょうか。 (委員「異議なし」の声) 御異議もないようですので、水津委員を会長に選出することに決定いたします。 以後の会議の進行につきましては、都市計画審議会運営規定の第5条に、「審議会の議長は、会長をもってあてる」とありますので、本審議会の会長であります水津委員をお願いしたいと思います。 それでは、会長に選出された水津委員より一言、御挨拶をお願いいたします。
議 長	ただいま、皆様から会長に推薦いただきました水津でございます。 私は前期も務めさせていただきましたが、20年ぐらい前に三郷駅付近に2年ぐらい住んでいたことがあり、その関係で三郷駅前のプロジェクトに参加させていただいて、月に3回ほど尾張旭市に来させていただきながら、大学のある長久手市に頻繁に通っている状況です。今週は準備で、来週にも電車パークという社会実験を駅前でやる予定です。 皆様の期待に応えられるように努めたいと思いますので、よろしくお願いします。 事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私が行わせていただきます。 それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。 会議次第の3、会長の職務代理者の指名について事務局から説明願います。
事 務 局 (都市計画課長)	事務局より、会議次第の3、会長の職務代理者の指名について御説明させていただきます。 会長の職務代理者につきましては、都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。」こととなっております。 このため、先程の会長の選出と同様に学識経験者の委員方々か

事務局 (都市計画課長)	ら会長に指名いただくようお願いいたします。 説明は以上でございます。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたように、会長の職務代理者については、学識経験者の委員の中から会長が指名することですので、私としましては、菅井委員にお願いしたいと思っております。菅井委員よろしくお願いいたします。 続きまして、会議次第の４、議事録署名者の指名に移りたいと思います。 事務局から説明願います。
事務局 (都市計画課長)	それでは、会議次第の４、議事録署名者の指名について御説明させていただきます。 議事録につきましては、都市計画審議会運営規程第１０条により、「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員２名が、これに書名する」ことになっております。このため、議長から２名の署名者の指名をお願いいたします。 説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありましたように、私から２名の議事録署名者を指名させていただきます。 本日の議事録署名者には、丸山委員と宇野委員のお二方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、会議次第の５、審議事項に移りたいと思います。 議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (都市整備課長補佐)	第１号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取につきまして説明させていただきます。 こちらにつきましては、生産緑地法第１０条の２第３項の規定に基づきまして、特定生産緑地の指定に向けて、市町村都市計画審議会の意見を聴くため、本審議会へ付議するものでございます。 お手元の「特定生産緑地の指定について（意見聴取）」を御覧ください。 特定生産緑地制度とは、生産緑地の指定から３０年を経過する前に申請することより、これまでの生産緑地の優遇制度が１０年間延長される制度でございます。 １ページ目でございます。 「１ 特定生産緑地制度」について、国は平成２７年に都市農業振興基本法を制定し、平成２８年５月に策定された都市農業振興基本計画において、都市農地が、宅地化すべきものから、あるべきものに位置付けが転換され、生産緑地法が平成３０年４月１日に改正施行されました。同法において生産緑地は、都市計画決定の告示日から起算して３０年経過する日（申出基準日）以後、所有者がいつでも市長に対して買取り申出が可能となるため、令和４年度以降の生産緑地は都市計画上、不安定な状態に置かれます。そこで、特定生産緑地制度では、生産緑地地区の決定から３

事務局 (都市整備課長補佐)	0年を経過する日までに指定することで、30年経過後も引き続き税制優遇措置を受けることができるとともに、営農義務が10年に短縮され、10年経過前に農業を続けるか、所有者等の同意を確認し、繰り返し10年延長することで、引き続き生産緑地地区が保全され、良好な都市環境の形成が図られるものとしています。 「2 指定の効果」につきまして、5ページにあります、資料1「特定生産緑地指定の効果」を御覧ください。この資料は、平成4年に生産緑地地区に指定されたものを想定しております。特定生産緑地に指定する場合は、これまでどおり固定資産税、都市計画税は農地での評価、課税になり、以降、10年ごとに延長の可否を判断いたします。特定生産緑地に指定しない場合は、固定資産税、都市計画税は段階的に宅地並み課税に引き上げられますが、死亡、故障の理由がなくても、いつでも買取り申出が可能となります。 続きまして、2ページを御覧ください。 「3 主旨」、「4 都市計画審議会の意見聴取理由」ですが、資料の中ほどの特定生産緑地の指定までのスケジュールを掲載しております。市町村長は、生産緑地法の規定により、生産緑地を特定生産緑地に指定しようとする場合は、同法第10条の2第3項により、市町村都市計画審議会の意見を聴く必要がございます。本市では、令和元年度から所有者の方へ指定意向の確認を実施し、申出のあった生産緑地を令和4年12月に特定生産緑地として指定する予定であり、このことについて本日の尾張旭市都市計画審議会にて御意見を伺うものでございます。特定生産緑地制度は、買取りの申出期限の延伸を行うものであり、都市計画上の制限について変更するものではないため、都市計画決定ではございませんが、都市計画決定に準じた法的効果を発生させるため、都市計画審議会の意見聴取を行うこととしています。 ページをおめくりいただいて、3ページを御覧ください 「5 経緯」、「6 指定予定等」ですが、本市では令和2年1月に尾張旭市特定生産緑地事務取扱要綱を制定し、特定生産緑地の指定申請受付（第1期）を実施しました。今回の都市計画審議会では意見聴取するものは、表にございます、「◎第3期受付分」の4筆、0.38haです。申請があったものにつきましては現地調査を行い、適切に農地として管理されていることを確認しております。 7ページの資料2「特定生産緑地（尾張旭市）の指定（案）」を御覧ください。 先ほど申し上げた、新たに特定生産緑地に指定する区域、4筆、0.38haを記載してございます。右から1つ目、申出基準日は生産緑地地区の当初の都市計画決定告示から30年経過後の日付を記載してございます。今回の第3期受付分を合わせまして、本市の特定生産緑地につきましては、生産緑地の平成4年指
---------------------------	---

事務局 (都市整備課長補佐)	定の63筆、39,032㎡のうち、34筆、24,999㎡が特定生産緑地となる予定です。筆での割合は53.96%、面積での割合は64.04%となります。 続きまして、資料3といたしまして、今回、特定生産緑地に指定する箇所を示した位置図を添付しております。 3ページに戻りまして、「7 今後の予定」につきましては、本日の都市計画審議会での意見聴取を受けまして、令和4年12月の指定公示を予定してございます。実際に特定生産緑地の効力が発生するのは、生産緑地の指定から30年経過後となり、この日から10年間特定生産緑地となり、以後、10年ごとに更に更新するかどうかの判断をすることとなります。 以上、よろしく御意見賜りますようお願いいたします。
議長	説明ありがとうございました。 それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、御意見等がありましたら、お願いいたします。 今回は意見聴取ということですので、採決はありませんが、御意見をいただくということになっております。
山下委員	1ページの「2 指定の効果」で、「平成4年指定の場合、令和4年の申込締切日を過ぎると、以降に手続きをすることはできません。」とあります。生産緑地の所有者に対して、判断を迫るというような法令になっています。今の時代、社会の流れが速いこともありますし、変革等を考えた時に、こういったことで所有者に一定の決定の中で進めるということについてはいかがなものか。色んな考え、発想がある中、まちづくりでどういったことができるのかと考えた時に、ある程度もう少し余裕のある制度設計が必要なのではないかということを思いながら、意見として述べさせていただきたく挙手をさせていただきました。令和4年の申込締切日の7月31日以降は、変更が叶わない状況になるわけですが、もう少し余裕のある選択ができていいのではないかと思います。意見でございます。
議長	期限の設定の問題ということでよろしいでしょうか。 御質問に対する回答をお願いします。
事務局 (都市整備課長補佐)	3ページを御覧ください。 「5 経緯」といたしまして、3期に分けて、この3年間で指定するか否かの御意向を集約してきた状況でございますので、今回の期間内だけの判断ではございません。
議長	期間が短いことによって、所有者に自由な判断ができないような圧力を感じさせている要素があるのではないかと。といった御意見ですね。それに対して、必ずしもこの期間だけではないということで、その不自由はないのではないかと。という回答ですが、いかがでしょうか。
山下委員	この「経緯」で、令和2年1月15日に要綱が制定され、同日から意向確認のお知らせを送ったということで、現在は令和4年

山 下 委 員	でありますので、この期間で色々な説明をしていますよと。第1期から第3期までの指定申請受付分を全部先に令和2年に説明しており、早い段階で説明しているということはもちろん理解します。しっかり説明して、そして判断を仰ぐということは分かるのですが、繰り返しにはなりますが、一度決めてしまったら、理由がない限りは、10年間は戻ることができないという制度となっているものですから、社会情勢に合わせたものに考えていく必要があるのではないかという意見です。
議 長	これは、生産緑地という制度の不完全さに対する御意見ということでしょうか。
山 下 委 員	そうですね、はい。 これは制度自体の問題ということです。こういった制度を活かしながら緑地保全、地権者保護をしていくということは十分承知していますが、制度自体もこういった考えも必要ですし、全国一律ではなく、地域ごとで考えるべきこともあるのではないかとという地方の意見の一つということです。 今回の指定に係る部分について、いかがなものかというわけではなく、制度自体についての意見を述べさせていただきましたので、闊達な意見の一つとして捉えていただければ大変ありがたいと思います。
議 長	制度自体の意見を賜ったということでしょうか。 制度の問題を議論する場が別途あると良いですね。 所有者の自由意思で、メリット、デメリットを考えた上での申請ではないかと理解しますが、色々な懸念事項はありますよという御発言だったかと思います。 他に、御意見、御質問はございませんか。 制度に対する御意見ということでしたので、今回の申請に対しては、異議なしということで進めてよろしいですか。
山 下 委 員	述べさせていただいた意見が制度の問題であるということであれば、結構でございます。 今回の特定生産緑地を申請されたことについては、所有者の方が決定されたことと重く受け取っておりますので、これについて何か異議申立てをするものではありません。
議 長	議案に関しては、本審議会としては、「意見なし」ということにさせていただきます。 これで、第1号議案については終了いたします。 続きまして、第2号議案 名古屋都市計画下水道の変更（尾張旭市決定）について事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (下水道課長補佐)	それでは第2号議案 名古屋都市計画下水道の変更（尾張旭市決定）について、下水道課山崎より説明させていただきます。 こちらは、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画下水道の変更（尾張旭市決定）について本審議会へ付議するものでございます。 1ページを御覧ください。

事務局 (下水道課長補佐)	都市計画法第11条第1項第3号の規定により、都市計画には、当該都市計画区域に道路や公園などの都市施設を定めることができることとされ、その都市施設の中に下水道が位置付けられています。また、同法第13条第1項第11号の規定により、市街化区域につきましては、少なくとも下水道を定めることとされております。今回は、その下水道の排水区域について変更を行おうとするもので、変更後の排水区域面積を雨水、汚水共に約3.0ha追加しようとするものです。 それでは、変更の内容について御説明いたします。 資料1ページの上から2行目に、「都市計画尾張旭公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する」として、参考として雨水1,176ha、汚水1,176haとあり、その下に変更理由を記載してございます。 読み上げさせていただきます。「平成30年度に市街化区域が拡張されたことに伴い、今回、排水区域（雨水・汚水）として約3haを追加するものである。」としてございます。 ページをおめくりいただいて、2ページを御覧ください。 「理由書」となっております。4行目からが今回の変更の理由の詳細となっており、「今回、平成30年度の区域見直しに伴い拡張された市街化区域に合わせて、公共下水道計画区域として雨水（晴丘排水区）・汚水（東部処理区）を共に約3ha拡張し」とございます。平成22年度に公共下水道区域を1,173haと定めておりましたが、今回、平成30年度に区域見直しで追加されました晴丘町の区域、約3haを追加し、1,176haを計画区域に定めようとするものです。 追加する晴丘町の区域につきましては、12ページ、13ページの総括図を御覧ください。図面右下の赤色鎖線で囲ってある部分が追加区域でございます。 次の14ページ、15ページには、より詳細な区画割平面図も添付してございまして、雨水は晴丘排水区、汚水は東部処理区に追加することとなっております。 ページをお戻りいただいて、4ページから11ページは参考資料でございます。5ページには、令和3年度に策定しました基本計画の概要が載せてございますが、今回の区域の追加による変更はございません。 次に、この公共下水道計画区域についての都市計画策定の経緯と今後の予定でございますが、10ページを御覧ください。 左側、事項の4マス目、事前協議ですが、愛知県との協議につきましては、令和4年9月20日に行い、そのすぐ下のマス、事前協議回答にございますとおり、9月29日に異存ない旨の回答を得てございます。また、そのすぐ下のマス、案の縦覧ですが、都市計画法第17条に基づき、変更案縦覧の公告を令和4年9月30日に行い、縦覧を10月3日から10月17日までの2週間行いました。縦覧者や意見書の提出はございませんでした。最後
--------------------------	--

事 務 局 (下水道課長補佐)	に一番下の段ですが、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、令和５年１月上旬を目途に市の告示を行う予定でございます。 以上で、名古屋都市計画下水道の変更（尾張旭市決定）についての説明を終わらせていただきます。 よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
議 長	説明ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました内容につきまして、御意見等がありましたら、お願いいたします。 御質問等はありませんでしょうか。 特にないようですので、採決を行いたいと思います。 それでは、第２号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。 (委員の挙手) 挙手全員により、第２号議案については、可決することといたします。 これで、第２号議案の審議を終了いたします。 以上をもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。 続きまして、会議次第の６、その他に移らせていただきます。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (都市計画課長)	ありがとうございました。 それでは、事務局より次回の審議会について説明させていただきます。 今年度につきましては、審議会の開催の予定はございません。 来年度につきましては、審議が必要な事項に応じて開催させていただきます。その際には、改めて開催の日時を調整させていただきますので、何とぞ御協力のほど、よろしくお願いします。 その他事項としては、以上でございます。
議 長	ありがとうございました。 それでは、これをもちまして、令和４年第２回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。 皆様、大変お疲れ様でした。